



許可番号 第07620000662号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北九州市門司区新門司三丁目38番2号

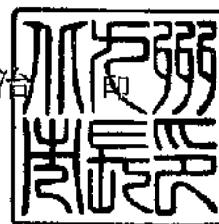
氏 名 株式会社 イマナガ

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 今永 良二



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治



許 可 の 年 月 日 平成 28年 3月 24日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 5年 3月 23日

1 事業の範囲

別紙1のとおり

2 事業の用に供するすべての施設

別紙2のとおり

3 許可の条件

な し

4 許可の更新又は変更の状況

昭和57年	9月27日	新規許可	平成12年	5月15日	変更許可
平成元年	3月24日	変更許可	平成13年	3月6日	変更許可
平成5年	3月17日	変更許可	平成16年	3月11日	変更許可
平成6年	3月24日	更新許可	平成16年	3月24日	更新許可
平成6年	9月2日	変更許可	平成21年	3月24日	更新許可
平成8年	4月30日	変更許可	平成23年	10月26日	変更許可
平成9年	5月22日	変更許可	平成28年	3月24日	更新許可
平成11年	3月24日	更新許可	平成30年	3月26日	変更許可
平成11年	5月10日	変更許可	平成31年	1月15日	変更許可
平成12年	2月18日	変更許可			

複写厳禁

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理業（油水分離、中和、天日乾燥、破碎、混合、脱水、圧縮、破碎・溶融）

産業廃棄物の種類

油水分離	<p>廃油 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>
中 和	<p>廃酸、廃アルカリ 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>
天日乾燥	<p>汚泥 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>
破 碎	<p>廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、 ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、 ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>
混 合	<p>燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、 金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、 ダスト類 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>
脱 水	<p>汚泥 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>
圧 縮	<p>汚泥（廃電池類に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、 金属くず（自動車等破砕物を除く。） 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>
破碎・溶融	<p>廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。）</p>

以下余白

複写厳禁

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：油水分離施設

産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番2

設置年月日：平成元年3月24日

処理能力：1日あたり4.0立方メートル(8時間)

施設の種類：油水分離施設

産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番2

設置年月日：平成2年4月20日

処理能力：1日あたり4.0立方メートル(8時間)

施設の種類：中和施設

産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

設置場所：北九州市門司区新門司三丁目41番

設置年月日：平成27年2月26日

処理能力：廃酸 1日あたり12.0立方メートル(8時間)

廃アルカリ 1日あたり12.0立方メートル(8時間)

複写厳禁

施設の種類：天日乾燥施設

産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番2

設置年月日：平成10年11月26日

処理能力：1日あたり5.0立方メートル(8時間)

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず 以上1種類

設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番1

設置年月日：平成13年4月3日

処理能力：1日あたり68.8トン(8時間)

施設の種類：破碎施設(廃蛍光管破碎機)

産業廃棄物の種類：ガラスくず 以上1種類

設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番1

設置年月日：平成22年6月16日

処理能力：1日あたり1.9トン(8時間)

施設の種類：破碎施設

産業廃棄物の種類：ガラスくず 以上1種類

設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番1

設置年月日：平成18年2月1日

処理能力：1日あたり4.1トン(8時間)

施設の種類：破碎施設(硬質系厚物の廃プラスチック類破碎機)

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、金属くず 以上3種類

設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番2

設置年月日：平成28年12月21日(当初設置年月日：平成9年5月22日)

処理能力：廃プラスチック類 1日あたり9.2トン(24時間)

木くず 1日あたり13.8トン(24時間)

金属くず 1日あたり14.7トン(24時間)

許可年月日：平成28年10月24日

許可番号：第563-1号、第563-2号



施設の種類：脱水施設
産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類
設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番2
設置年月日：平成17年11月11日
処理能力：1日あたり7.8立方メートル（8時間）

施設の種類：圧縮施設
産業廃棄物の種類：汚泥、廃プラスチック類、金属くず 以上3種類
設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番2
設置年月日：平成13年3月6日
処理能力：
汚泥 1日あたり2.5立方メートル（8時間）
廃プラスチック類 1日あたり1.6トン（8時間）
金属くず 1日あたり2.8トン（8時間）

施設の種類：圧縮施設
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
設置場所：北九州市門司区新門司三丁目38番1
設置年月日：平成14年5月7日
処理能力：1日あたり24.0トン（8時間）

複写厳禁

施設の種類：圧縮施設
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類 以上1種類
設置場所：北九州市門司区新門司三丁目41番
設置年月日：平成24年9月28日
処理能力：1日あたり23.5トン（8時間）

施設の種類：破碎・溶融施設
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類
設置場所：北九州市門司区新門司三丁目41番
設置年月日：平成23年10月26日
処理能力：1日あたり0.66トン（8時間）

以下余白

